

## 報告第6号

### 平成28年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書に ついて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成28年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

平成29年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 平成28年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳			不用額 円	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額 円	説明
						企業債 円	建設助成金 円	その他 円			
1 資本的支出	1 建設改良費	若松川発電所 除塵設備設置事業	12,000,000		12,000,000			12,000,000			当初想定していた前払金の支払を受注業者が請求しなかったことから、翌年度に支払う必要があるため。
		再エネ由来CO <sub>2</sub> フリー水素製造へ 向けたパイロット プラント検討事業	5,681,000		5,681,000			5,681,000			当該事業の実施に当たり、当初想定していた余剰電力以外の電力の有効活用についての検討に不測の日数を要したため。
計			17,681,000		17,681,000			17,681,000			

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	建設助成金	その他			
1 電気事業費	1 営業費用	加地発電所水圧管路補修工事	円 7,000,000	円 2,380,000	円 4,073,000	円	円	円 4,073,000	円 547,000	円	積雪の影響により、水圧管継手補修作業に不測の日数を要したため。
		茗荷谷ダム浚渫設計業務委託	18,369,960		17,178,480			17,178,480	1,191,480		積雪の影響により、底質調査等の作業に不測の日数を要したため。
1 資本的支出	1 建設改良費	再生可能エネルギー発電施設導入促進事業(横瀬川)	58,529,520	50,644,358	7,870,800			7,870,800	14,362		積雪及び鳥取県中部地震の影響(受注業者の被災地緊急対応)により、舗装補修作業に不測の日数を要したため。
		水力発電所リニューアル事業(春米)	115,370,000	55,914,954	56,057,640			56,057,640	3,397,406		鳥取県中部地震の影響(受注業者の被災地緊急対応)により、地下構造物等の実施設計業務に不測の日数を要したため。
計			199,269,480	108,939,312	85,179,920			85,179,920	5,150,248		